

一般社団法人日本乾癬性疾患協会

定 款

(2025年8月10日変更)

一般社団法人日本乾癬性疾患協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本乾癬性疾患協会と称し、英文では、**Japanese Association for Psoriatic Disease(INSPIRE JAPAN)**と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乾癬のあるすべての人々が、誤解や偏見なく、適切な情報と医療にアクセスでき、安心して暮らせる社会の実現に向け、すべての乾癬患者・家族のウェルビーイング向上のため、患者・家族の声を発信するとともに、国内外のステークホルダーと協働・共創することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 乾癬又はその他の関連問題の啓発等を目的とするイベントの企画及び実施
- ② 乾癬又はその他の関連問題の啓発資材等の企画及び制作
- ③ ウェブサイト及びSNSの運営及びそれらによる情報発信
- ④ メディア向けイベントの企画及び実施
- ⑤ ノベルティグッズの企画及び販売
- ⑥ 乾癬の一般認知度等に関する調査・研究
- ⑦ 国内乾癬関連団体等との連携及び協働事業
- ⑧ 海外乾癬関連団体等との連携及び協働事業
- ⑨ 専門家並びに関連学会又は教育研究機関等との連携及び協働事業
- ⑩ 関連製薬企業等との連携及び協働事業
- ⑪ アドボカシー関連事業
- ⑫ 治療又はケア用滞在施設の企画・設置・管理・運営

- ⑬ 乾癬及びその他の関連問題に関するカウンセリング事業
 - ⑭ 書籍等の出版及び販売
 - ⑮ テレビ又はラジオなどの番組及びメディアコンテンツの企画及び制作
 - ⑯ コンサルティング事業
 - ⑰ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は日本国内又は海外において行うものとする。

第3章 構成員

(構成員)

第5条 この法人の構成員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員：この法人の運営・管理に携わる個人
- ② サポーター：この法人の目的に賛同し、事業を支援する個人
- ③ オフィシャルパートナー：この法人の目的に賛同し、事業を支援する団体
- ④ スタッフ：この法人の目的に賛同し、事業を行う際にボランティアとして参加する個人

(構成員資格の承認)

第6条 正会員は、理事会の推薦並びに承認により定める。サポーター又はオフィシャルパートナーになろうとする者は、書面又は電磁的記録による意思表示を行い、理事会の承認があったときにサポーター又はオフィシャルパートナーとなる。スタッフになろうとする者は、理事会の募集に対し書面、電磁的記録又は口頭による賛意を示し、理事会の承認があったときにスタッフとなる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 サポーター及びオフィシャルパートナーは、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 構成員は、書面又は電磁的記録による意思表示をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数

以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該構成員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
 - ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 サポーター、オフィシャルパートナー又はスタッフが次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該構成員を除名することができる。
- ① この定款その他の規則に違反したとき。
 - ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(構成員資格の喪失)

第10条 前3条の場合のほか、構成員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- ② 総正会員が同意したとき。
- ③ 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 正社員その他の構成員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑧ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、理事会が定める場所において開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - ① 正会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散及び残余財産の処分
 - ⑤ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - ⑥ その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使

を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類又は電磁的記録をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くか、又は電磁的記録により保管する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上10名以内
- ② 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その

業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問及びその他の役職)

第29条 この法人に、顧問及びその他の役職を置くことができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

- ③ この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - ④ 顧問又はその他の役職の選任及び解任
 - ⑤ 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - ⑥ 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な使用人の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第33条 通常理事会は、毎年定期に、7月～9月の間と1月～3月の間に、年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、代表理事又は業務執行理事が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事又は業務執行理事が招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事又は業務執行理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くか、又は電磁的記録により保管する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第42条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上

するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第2号及び第3号の書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くか、又は電磁的記録により保管し、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くか、又は電磁的記録により保管し、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、内容を報告し（①～②）、承認を受けなければならない（③～⑤）。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減明細書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くか、又は電磁的記録により保管する。

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における議決をもって変更することができる。

(合併等)

第47条 この法人は、社員総会における議決をもって他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 個人情報保護

(個人情報保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所に掲示する。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第52条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年5月31日までとする。

(設立時の役員等)

第53条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 奥瀬正紀 大蔵由美 添川雅之 田中政博

